

令和8年度

【認可外】第2子以降 の保育料助成金について

◆令和8年4月より、保護者が扶養している第2子以降の児童について、認可外保育施設を利用している場合、保育料上限月額42,000円を助成します。

◆入園料や延長・休日・夜間保育料、通園バス代、父母の会費、おけいご事の月謝などの別途料金は対象外となります。

【対象施設】

八戸市内全認可外保育施設

【対象者】

次の要件全てに当てはまる0～2歳児クラス（※）の児童

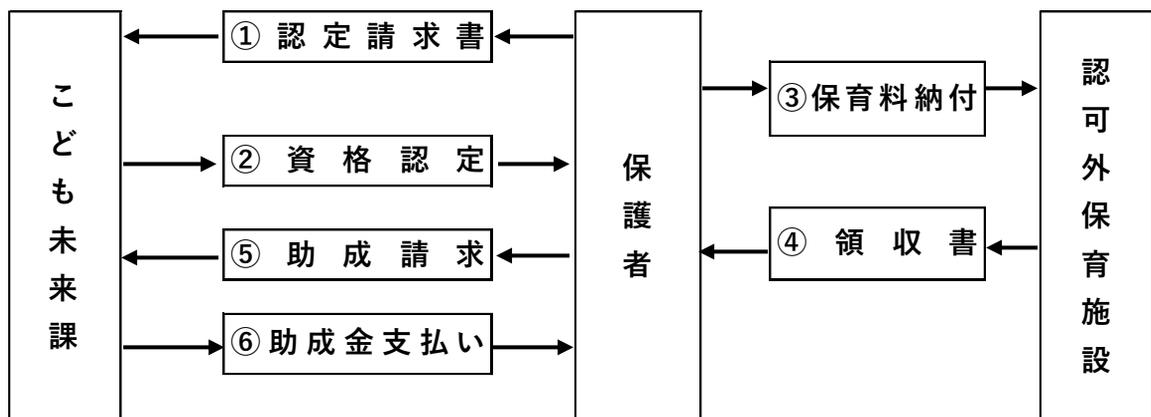
- ①八戸市に住所を有すること
- ②保護者が扶養する第2子以降の児童であること
- ③保育の必要性を有すること
- ④国の無償化制度の対象になっていないこと

対象者は事前の申請が必要となります。
詳しい手続き方法は裏面をご確認ください。

【認定から請求までの流れ】

保護者の方から保育料を施設にお支払いいただき、支払った保育料の助成金を後日市に請求していただく、償還払い方式となります。

助成金の請求は3か月毎に受け付けます。



※ クラス年齢は年度の初日（令和8年4月1日時点）における年齢です。
0歳～2歳児は令和5年4月2日以降に生まれた子どものことです。

下記の必要書類をご準備の上、入所した月内にこども未来課へご提出ください。

●必要書類

- ①保育料助成金受給資格認定請求書
- ②保護者が児童の保育を必要とする状態にあることを証明する書類（父母それぞれについて必要）

保育を必要とする事由		証明書類
就労 ※月64時間以上	雇用主がある場合	就労証明書（市様式）
	自営業等	就労状況申立書（市様式）
	農業従事	就労状況申立書（市様式）、農地台帳証明書
	内職	家内就労（内職）証明書（市様式）
出産	有効期間：出産月を含む前3か月～出産日から8週が経過する日の翌日が属する月の末日まで	母子手帳の写し
疾病・障がい	疾病・けが等	診断書（市様式）
	障がい	身体障がい者手帳等の写し
介護・看護 ※月64時間以上		介護・看護申立書（市様式）、診断書（市様式）又は介護保険被保険者証
災害復旧		申立書（市様式）、罹災証明書
求職活動・起業準備	有効期間：90日を経過する日が属する月の末日まで	求職活動申立書（市様式）
就学・職業訓練 ※月64時間以上	有効期間：修了日が属する月の末日まで（自動車学校の場合は1か月）	在学（受講）証明書、時間割表・カリキュラム等（写し）

- ③第2子以降の保育料軽減届出書
- ④保護者の市町村民税の課税額が分かる書類（父母それぞれについて必要）
ただし、令和7年1月1日・令和8年1月1日時点で八戸市に住民登録のある方は不要です。
令和7年度市町村民税課税証明書、令和7年度市町村民税特別徴収税額通知書 など

- ⑤保育料及び支払済みであることを証明する書類

- ①申請月分の領収書の写し
- ②入所契約書や施設の案内書の写し(令和8年度のもので保育料が明記されているもの)

●提出先

八戸市こども未来課へ 直接提出 又は 郵送
〒031-8686
八戸市内丸一丁目1番1号
八戸市 こども未来課 保育グループ

【問合せ先】八戸市こども健康部こども未来課 電話0178-43-9094